

株主の皆様へ

第107期定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

書面交付請求いただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した本書面をあわせてお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しております。

- ① 事業報告の「会社の体制および方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト

<https://www.suncall.co.jp/ir/meeting/>

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5985/teiji/>

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

サンコール株式会社

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和され、社会・経済活動の正常化が進んでおります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻長期化によるエネルギー・原材料価格の高騰や、各国の金融引き締めによる景気後退懸念の継続により、先行きは不透明な状況が続いております。

また、わが国経済においては社会経済活動が正常化する中、非製造業で改善が見られるものの、製造業においては不安定な為替相場・物価上昇によるコストの増加が収益の下押し要因となっております。

当社グループの主な事業領域である自動車分野は、半導体不足等供給制約も解消しており、回復傾向にあります。また、電子情報通信分野では、デジタル社会進展によりデータセンター向け投資に旺盛な需要が続いておりましたが、2022年9月以降各国の金融引き締めや地政学的リスクによる景気後退の懸念が強まり、データセンター向け投資抑制の影響が継続しました。

当社グループの業績もこのような外部環境の影響を強く受け、売上高は514億96百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

利益面では、HDD用サスペンションでの売上高減少影響に加え、新機種増産準備にかかる費用の増加及び訴訟対応に関して有効な防御策を講じるための弁護士費用・その他の費用などの影響により営業損失は35億42百万円（前連結会計年度は3億4百万円の営業利益）、為替差益の発生や持分法による投資利益により経常損失は26億92百万円（前連結会計年度は8億48百万円の経常利益）となりました。また、当社HDD用サスペンション事業及び海外連結子会社SUNCALL AMERICA INC.の自動車関連製品での固定資産減損損失の計上、繰延税金資産の取崩しにより親会社株主に帰属する当期純損失は118億16百万円（前連結会計年度は5億57百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

製品区分別連結売上高は、次のとおりとなりました。

[材料関連製品]

材料関連製品は、自動車生産も回復傾向にあり、前連結会計年度から増加しました。その結果、売上高は79億50百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

[自動車関連製品]

自動車関連製品は、自動車生産が回復傾向であることに加え、バスバー等電動化関連やLED関連製品等一部の製品で大きく増加したことにより、前連結会計年度から増加しました。その結果、売上高は295億91百万円（前連結会計年度比11.7%増）となりました。

[HDD用サスペンション]

HDD用サスペンションは2022年9月以降各国の金融引き締めや地政学的リスクによる景気後退の懸念が強まり、データセンター向け投資抑制の影響が継続しました。結果、売上高は86億79百万円（前連結会計年度比32.9%減）となりました。

[プリンター関連]

プリンター関連は需要が減少傾向にあり、売上高は33億15百万円（前連結会計年度比21.8%減）となりました。

[通信関連]

通信関連は、景気後退懸念によるデータセンター投資抑制の影響から減少となり、売上高は14億51百万円（前連結会計年度比7.2%減）となりました。

[その他製品]

その他製品は、売上高は5億8百万円（前連結会計年度比31.8%減）となりました。

製品区分の名称	売上高 (百万円)	構 成 比	前年度比増減
材 料 関 連 製 品	7,950	15.4%	7.0%増
自 動 車 関 連 製 品	29,591	57.5%	11.7%増
HDD用サスペンション	8,679	16.9%	32.9%減
プ リ ン タ ー 関 連	3,315	6.4%	21.8%減
通 信 関 連	1,451	2.8%	7.2%減
そ の 他 製 品	508	1.0%	31.8%減
合 計	51,496	100%	3.6%減

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社 京都本社工場
自動車用精密材料の製造設備の新設および増強等（製品区分：材料関連製品）
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強、事業用地の購入等（製品区分：自動車関連製品）
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコールエンジニアリング株式会社
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコール菊池株式会社
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL AMERICA INC.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・Suncall Technologies(SZ) Co.,Ltd.
通信関連製品の製造設備の増強等（製品区分：通信関連）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL (Guangzhou) CO.LTD.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL (Tianjin) Co., Ltd.
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.
自動車用精密材料の製造設備の増強等（製品区分：材料関連製品）
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・当社 京都本社工場
自動車用精密材料の製造設備の増強等（製品区分：材料関連製品）
HDD用サスペンションの製造設備の新設および増強等（製品区分：HDD用サスペンション）
- ・当社 豊田工場・広瀬工場
自動車用精密部品の製造設備の新設および増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・サンコール菊池株式会社
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.
自動車用精密材料の製造設備の増強等（製品区分：材料関連製品）
自動車用精密部品の製造設備の増強等（製品区分：自動車関連製品）
- ・SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.
太陽光発電設備の増強等（製品区分：共通）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金1億11百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和され、社会・経済活動の正常化が進む一方で、ロシアのウクライナ侵攻長期化によるエネルギー・原材料価格の高騰や、各国の金融引き締めによる景気後退懸念の継続により、先行きは不透明な状況が続いております。

一方で、カーボンニュートラル実現に向けた自動車電動化の拡大と、生成AI活用・IoT・デジタル社会進展によるクラウドストレージ需要の伸びは、今後も確実に進んでいくと認識しており、当社の事業環境は大きな変革期を迎えております。

当社は2022年2月に、中期経営計画GGP24(GLOBAL GROWTH PLAN 2024)～変化から成長へ～を策定・発表しております。中期経営計画では「2030年の事業ポートフォリオ確立に向けた実効的な戦略の加速」を基本方針に掲げ、株主の皆さまの期待に応えるべく、資本コストを上回る資本収益性を意識し、ポートフォリオ改革を実行してまいります。

■事業上の対処すべき課題と重点戦略

①EV等電動化関連成長事業（グローバルに売上拡大・次世代主力事業へ）

EVおよびHVやPHV等を含めた電動車の需要が大きく増加することが予測されることから、高精度に電流を検出するニーズが増してきています。これに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・ 電動車ニーズに応えるべく「バスバー」「シャントバスバー」「電流センサー」の開発と量産体制の拡大
- ・ EV等電動化製品の欧州・中国・米国での拡販の展開

②電子情報通信関連成長事業（飛躍的成長の実現・利益成長の追求）

データセンターではIoTの拡大や映像データの蓄積など、ニアラインドライブと呼ばれる大容量ハードディスクドライブ（HDD）の高い需要が見込まれておりましたが、2024年3月期はデータセンター投資抑制の影響が継続しました。

2025年3月期には市場の回復が見込まれます。

また、光情報通信産業の三大用途市場であるデータセンター/テレコム/ワイヤーレス市場においては、5G・IoT関連の強い需要により、今後も市場拡大していく見通しです。

これらに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・ サスペンション関連は顧客需要回復への対応と生産効率の向上
- ・ 通信/プリンター関連は製品開発、工法改善を通じた、生産効率の向上

③自動車関連既存事業（産業構造の変化に対応・収益力改善）

電動車の需要増加が予想される中で、当社の自動車関連既存事業のうちエンジンやミッション系精密機能部品は、2030年以降の減少を見据える必要があります。これに対して当社グループでは以下の重点戦略を実行してまいります。

- ・製品別に市場成長性と収益性を検証
- ・徹底的な製品別採算管理により、既存案件の収益力改善に注力
- ・生産・営業拠点の最適化

■財務・資本戦略

企業価値向上のために従来 of 事業収益性改善だけでなく、不採算事業からの撤退を含めた事業ポートフォリオ見直しを図ってまいります。更に資本コストを意識した投資判断の徹底を継続し、必要な資金調達を進めてまいります。

なお、当社グループは第107期（2024年3月期）において3,542百万円の営業損失を計上しており、当連結会計年度末において現金及び預金を7,422百万円保有しておりますが、借入金14,488百万円（内短期借入金（1年内返済長期借入金を含む）は12,636百万円）となっています。これらの状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が発生していると認識しておりますが、資金面においては当連結会計年度末における手元流動性の確保状況をもとに、当社グループの年度経営計画に基づく今後の収支推移見込みを踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

■ESGの推進

サステナビリティを経営課題の一つとして組織的・体系的に取り組む必要があると考え、経営会議の下部組織としてサステナビリティ委員会を設置しています。

サステナビリティ委員会は当社グループが優先的に解決すべき気候変動を含むマテリアリティ（重要課題）を特定し、各部門の年度実行計画に落とし込み、各事業活動を通じた課題解決を推進することを目的に設置しています。

サステナビリティ委員会は、取締役、執行役員、本部長、部門長により構成し、サステナビリティに関連した内容について審議、検討を行っています。①環境（気候変動対応、カーボンニュートラル） ②社会 ③従業員（ダイバーシティ） ④人権 ⑤ガバナンス ⑥情報セキュリティ・サイバーセキュリティなどにわたる事項を掌握し、適宜担当部門へ指示する体制にしております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第104期	2021年度 第105期	2022年度 第106期	2023年度 (当連結会計年度) 第107期
売 上 高 (百万円)	40,140	47,438	53,399	51,496
営 業 利 益 または営業損失 (△) (百万円)	△1,293	649	304	△3,542
経 常 利 益 または経常損失 (△) (百万円)	△1,000	1,022	848	△2,692
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	61	904	557	△11,816
1 株当たり当期純利益 または 1 株当たり (円) 当期純損失 (△)	1.95	29.34	18.57	△392.69
総 資 産 (百万円)	53,375	57,932	63,735	60,447

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サンコールエンジニアリング株式会社	百万円 30	% 100.0	自動車関連製品の製造および販売
サンコール菊池株式会社	百万円 70	100.0	自動車関連製品の製造および販売
SUNCALL AMERICA INC.	千米ドル 14,000	100.0	自動車関連製品の製造および販売 ならびに通信関連の販売 (米国 インディアナ州 他)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	千香港ドル 4,050	100.0	プリンター関連および通信関連の 販売 (中国 香港)
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	千タイバーツ 100,000	100.0	プリンター関連および自動車関連製品の 製造および販売 (タイ国 チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 6,000	100.0	プリンター関連の製造および販売 (ベトナム国 ハノイ市)
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	百万円 1,290	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 広州)
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	千米ドル 6,000	100.0 (100.0)	プリンター関連および通信関連の 製造および販売 (中国 深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	百万円 120	100.0	材料関連製品の販売 (中国 広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	百万墨ペソ 494	100.0	材料関連製品および自動車関連製 品の製造および販売 (メキシコ国 アグアスカリエンテス州)
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	百万円 340	100.0	自動車関連製品の製造および販売 (中国 天津)
SUNCALL Europe Technology & Trading GmbH	千ユーロ 400	100.0	自動車関連および通信関連製品の 販売 (ドイツ ミュンヘン)

- (注) 1. 当社の出資比率の () 内は、間接出資比率で内数であります。
2. 2023年8月4日付でSUNCALL Europe Technology & Trading GmbHを設立いたしました。

- ③ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

製品区分の名称	事業内容
材料関連製品	オイルテンパー線、硬鋼線、ピストンリング材、精密異形線、精密細物ピアノ線等の製造・販売
自動車関連製品	自動車エンジン用弁ばね、A T部品、自動車用安全装置機能部品、A B S用センサーリング、A B S用アクチュエーター、バルブコッター、ブーツクランプ、各種異形ばね、異形リング、細工ばね、薄板ばね、リアクトルコイル、L E D関連、バスバー、シャントバスバー、電流センサー等の製造・販売
HDD用サスペンション	ハードディスク装置用サスペンションの製造・販売
プリンター関連	プリンター用精密紙送りローラー等の製造・販売
通信関連	光ファイバー用精密部品の製造・販売
その他製品	電子回路検査機器用プローブ、歩行アシストロボット等の製造・販売

(8) 主要な事業所および工場

会社名	事業所名	所在地
当社	本社・工場	京都府
	東京支店	神奈川県
	名古屋支店	愛知県
	西日本支店	京都府
	北関東営業所	栃木県
	上田営業所	長野県
	浜松営業所	静岡県
	西日本営業所	広島県
	豊田工場	愛知県
広瀬工場	愛知県	
サンコールエンジニアリング株式会社	本社・工場	山梨県
サンコール菊池株式会社	本社・工場	熊本県
SUNCALL AMERICA INC.	本社・工場	米国 (インディアナ州)
	営業所	米国 (サウスカロライナ州、テキサス州)
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	本社	中国 (香港)
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	本社・工場	タイ国 (チョンブリ県)
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	本社・工場	ベトナム国 (ハノイ市)
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	本社・工場	中国 (広州)
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	本社・工場	中国 (深圳)
Suncall (Guangzhou) Trading Co.,Ltd.	本社	中国 (広州)
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A.DE C.V.	本社・工場	メキシコ国 (アグアスカリエンテス州)
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	本社・工場	中国 (天津)
SUNCALL Europe Technology & Trading GmbH	本社	ドイツ (ミュンヘン)

(9) 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
2,172名	90名減

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,900
株式会社京都銀行	3,773
株式会社みずほ銀行	1,407
株式会社三井住友銀行	1,407

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 34,057,923株 (内、自己株式3,625,328株)
 (3) 株主数 10,248名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社神戸製鋼所口)	5,069	16.66
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	4,689	15.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,791	5.89
サンコール 従業員持株会	926	3.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	821	2.70
株式会社京都銀行	768	2.53
京都中央信用金庫	365	1.20
株式会社ヨコヤマ精工	340	1.12
日本生命保険相互会社	246	0.81
アポロ株式会社	202	0.67

- (注) 1. 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数は含まれておりません。
 2. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。
 3. 当社は、自己株式を3,625,328株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	32,800株	2名
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

- (注) 1. 株式報酬の内容につきましては、4.(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に記載のとおりであります。
 2. 上記は、退任した会社役員に対して交付した株式を含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・ 新株予約権の数
5個
- ・ 目的となる株式の種類および数
普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
- ・ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価格)	行 使 期 間	個 数	保 有 者 数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	2015年度 株式報酬型(1円)	2015年8月1日 ~2025年7月31日	5個	1名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大谷 忠雄	代表取締役 社長執行役員	—
奈良 正	代表取締役 副社長執行役員 開発本部長 兼 製品戦略室長	—
金田 雅年	取締役 専務執行役員 管理本部長 兼 企画・管理部門長	SUNCALL AMERICA INC.取締役
杉村 和俊	取締役 常務執行役員 サスペンション部門長	SUNCALL HIGH PRECISION (THAILAND) LTD.取締役
三宅 義浩	取締役	株式会社神戸製鋼所 執行役員
鍵谷 文子	取締役	中本総合法律事務所 パートナー 国立大学法人神戸大学 大学院法学研究科法曹実務教授 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 倫理委員会委員
小澤 浩子	取締役	株式会社PR TIMES 社外取締役 株式会社アウトソーシング 社外取締役
若林 正二郎	取締役（監査等委員・常勤）	—
山本 英樹	取締役（監査等委員・常勤）	—
田中 敦	取締役（監査等委員）	関西学院大学経済学部教授 兵庫県企業庁経営評価委員会会長 兵庫県企業庁経営ビジョン懇話会委員 日本証券アナリスト協会 試験委員会委員
平山 廣美	取締役（監査等委員）	—

- (注) 1. 取締役三宅義浩、鍵谷文子および小澤浩子、取締役（監査等委員）山本英樹、田中敦および平山廣美の6氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役鍵谷文子および小澤浩子、取締役（監査等委員）田中敦および平山廣美の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員会が、内部監査室との緊密な連携などにより、円滑に社内情報の収集ができるよう若林正二郎および山本英樹の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
仲里 彰夫	2023年6月23日	任期満了	当社取締役 専務執行役員 管理本部長 SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO, S.A. DE C.V.取締役
大 廣 義 徳	2023年6月23日	任期満了	当社取締役 常務執行役員 営業本部長 Suncall(Guangzhou)Trading Co.,Ltd.董事長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める額を最低責任限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員ならびに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(5) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	賞 与	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	166百万円	125百万円	23百万円	17百万円	9名
取締役（監査等委員）	50百万円	50百万円	—	—	4名
合 計	217百万円	176百万円	23百万円	17百万円	13名

(注) 1. 賞与は、業績連動報酬等として支給しております。

賞与算定の基礎として選定した業績指標・その指標を選定した理由、賞与の算定方法については、

(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 に記載のとおりであります。

なお、算定に必要な当事業年度を含む業績指標の推移は、1.(5)財産および損益の状況の推移 に記載のとおりであります。

2. 業績連動型株式報酬は、業績連動報酬および非金銭報酬として支給しております。

内規に基づく現金支給分を含めて表示しております。

業績連動型株式報酬算定の基礎として選定した業績指標・その指標を選定した理由、業績連動型株式報酬の算定方法については、(6)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針 に記載のとおりです。

なお、算定に必要な当事業年度を含む業績指標の推移は、1.(5)財産および損益の状況の推移 に記載のとおりであります。

また、当該株式報酬の交付状況は、2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 に記載のとおりであります。

3. 上記報酬額には、2023年6月23日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において、年額2億4,000万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額2,000万円以内。取締役が使用人を兼ねる場合、その使用人分給与を含みません。）にて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役2名）であります。また同株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬を、5年間の信託期間につき9億円（年額1億80百万円相当）を上限として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は5名であります。

5. 取締役（監査等委員）の報酬額は、2020年6月24日開催の第103期定時株主総会において、年額7,000万円以内にて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

6. 業績の低迷を受け、役員報酬額を役位に応じて減額しております。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は2021年1月22日開催の取締役会で「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について決議いたしました。

(概要)

1. 基本方針

当社の業務執行取締役報酬は、グローバルなマーケットで大量生産型製造業を展開し中長期的に企業価値を堅実に向上させるビジネスモデルと、業績目標達成度合いに対する取締役の評価が、適切にリンクするものとし、各取締役のモチベーション向上につながる制度・水準とする。(監査等委員である取締役の報酬は適用対象外。以下、(6)において同じ。)

2. 全体像

業務執行取締役の報酬は、基本報酬(固定報酬)と賞与(年度ごとのインセンティブを反映)と株式報酬(中長期のインセンティブを反映)により構成するものとする。なお報酬範囲・算定期間・算定方法等の詳細については内規に定め、1年毎に会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定する。

①基本報酬は固定報酬とし、役職・在任年数別を基本とする。

取締役在任期間中、毎月末に支払う。

②賞与は、当該年度の連結業績(全社業績評価)を反映し、業務執行取締役については担当部門の業績(個人業績評価)も加味して算出する現金報酬とし、短期(単年度)業績に基づき変動するインセンティブ報酬と位置付ける。

取締役在任期間中、毎会計年度末に支払う。

③株式報酬は、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

取締役退任時に支払う。

基本報酬、賞与、株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額(全体)に対する割合の決定方針として次のとおりとする。

①基本報酬の額は、業務執行の労に対する固定部分とする。

②賞与の額は、単年度の会社・担当事業部門の業績を期待どおりに達成した場合のインセンティブとして、基本報酬年額の40%を目安とする。

③株式報酬の額は、在任期間中の各年度の会社・担当事業部門の業績を期待どおりに達成した場合のインセンティブとして、基本報酬年額の40%×在任年数を目安とする。

社外取締役の報酬は、全社・個人業績評価ともに適用対象外とし、別途固定報酬とする。

3. 業績連動報酬

業績連動報酬等があるものとして賞与と株式報酬を設ける。

(a) 賞与

賞与の概要は、次のとおりとする。

ア 算定基礎額は役職・在任年数別を基本とする。

イ 算定基礎額に、連結業績（売上高・営業利益・営業利益率・当期純利益）と各担当における実績に、それぞれに重み係数を掛けて算出する。それにより50%～150%の範囲で変動するものとする。

※賞与を短期（単年度）業績に基づき変動するインセンティブ報酬と位置付けていることから連結業績を指標として選定しております。

(b) 株式報酬

株式報酬の内容は、下4. 非金銭報酬 に記載のとおりとする。

4. 非金銭報酬

株式報酬は、株式交付信託を利用した当社株式の交付制度とする。

連結売上高および連結営業利益について、前期実績対比と公開している業績見込みの達成率の2つを元にポイント化し、ポイントの数に相当する数の当社株式を各取締役に対して交付するもので、詳細は内規「株式交付規程」に定める。

※中長期的な業績評価にあたり、各単年度の業績見込みと実績を社外公開値でポイント化・累積することがシンプルで明瞭であると考え、連結業績を指標として選定しております。

(a) 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、交付規程に定めるポイント付与日に、役位別基準ポイントおよび直前に終了する事業年度（以下「前事業年度」という。）における業績連動係数に応じて算定される数のポイントを付与する。ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり200,000ポイントを上限とする。

[算定式]

役位別基準ポイント × 業績連動係数※

※業績連動係数は、連結営業利益および連結売上高等の経営目標とする財務指標に対する達成率等に基づき、0%から150%の範囲で変動する。ただし、ポイント付与のための評価の対象とする期間において当該取締役が在任していなかった期間がある場合等には、その在任期間に応じてポイント数の調整を行うことがある。

(b) 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記 (a) で付与を受けたポイントの数に応じて、当社株式の交付を受ける。各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とする。

(c) 業績乗数

次の①～④の合算とする。下記 (d) を適用する場合を除き、前事業年度実績が連結営業損失の場合は、「0（零）」とする。

①連結売上高目標達成率（前事業年度連結売上高実績/前事業年度連結売上高目標）を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント×25/100

- ②連結売上高前期実績比（前事業年度連結売上高実績/前々事業年度連結売上高実績）を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント+増減収/増減益調整ポイント×15/100
 - ③連結営業利益目標達成率（前事業年度連結営業利益実績/前事業年度連結営業利益目標）を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント×40/100
 - ④[連結営業利益前期実績比（前事業年度連結営業利益実績/前々事業年度連結営業利益実績）を業績ポイント表に当てはめて得られたポイント+増減収/増減益調整ポイント]×20/100
- (d) ポイント付与日までの間に災害、戦争、国際紛争、通貨危機その他の不測の事態が発生したことにより前項に定める業績乗数を適用することが著しく不合理であると認められる場合、取締役会の決議により、当該ポイント付与日におけるポイント付与の算出に用いる業績乗数を調整することができるものとする。ただし、本項による調整後の業績乗数は、前項に定める業績乗数（本項による調整前の業績乗数）の±0.3の範囲内で、かつ、株主総会決議の範囲内とする。

5. 委任

- (a) 取締役の報酬については、株主総会の決議により支払い総額について承認を受けたうえで、報酬範囲・算定期間・算定方法等の方針については内規に従って決定することを取締役会で決議する。
- (b) ただし一部内規の運用上生じる業績や経営内容、役員本人の成果・責任等の考慮・反映を含めた個人別報酬については、取締役会より一任された代表取締役 社長執行役員が決定する。

※当該事業年度における個人別報酬については、内規に基づき代表取締役 社長執行役員 大谷忠雄が決定いたしました。委任した理由は、当社全体の状況と各取締役の活動状況を把握できる立場である代表取締役 社長執行役員が適していると判断したためです。

6. 報酬水準

報酬水準については外部機関の役員報酬に関する調査結果を参考にするものとし、また役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」を設置し、その答申を踏まえるものとする。

※これにより代表取締役 社長執行役員が上記委任を受けた権限を適切に行使できるための措置としております。

当社取締役会としましては、当該事業年度の個人別報酬等の内容は、以上に記載の手続きを経て決定されており、一部委任を受けた代表取締役 社長執行役員の裁量の余地も限定されていることから、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役の重要な兼職先は、4.(1)取締役の氏名等 に記載のとおりです。
- ・取締役三宅義浩氏の兼職先である株式会社神戸製鋼所は、当社の主要株主であり、材料供給元ですが、それ以外の特別な関係はありません。
- ・取締役鍵谷文子氏および小澤浩子氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）田中敦氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況および果たすことが期待される 役割に対して行った職務の概要
社外取締役	三 宅 義 浩	10回／10回	－	技術面を含め、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役	鍵 谷 文 子	13回／13回	－	弁護士として企業法務をはじめとした豊富な経験と高い識見に基づき、独立した立場から当社企業活動全般にわたり有用な発言を行っております。
社外取締役	小 澤 浩 子	10回／10回	－	国内外での責任者・経営者としての豊富な経験と知見に基づき、独立した立場から当社企業活動全般にわたり有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山 本 英 樹	13回／13回	13回／13回	国内外での長年にわたる経験による企業経営の知見等に基づき、当社経営上有用な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田 中 敦	13回／13回	13回／13回	関西学院大学経済学部教授として、金融分野の専門性に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。 また「指名・報酬諮問委員会」委員長として、経営幹部の選任や役員報酬制度に関する議論において幅広い視点から提言しております。
社外取締役 (監査等委員)	平 山 廣 美	13回／13回	13回／13回	上場企業での長年の法務部門責任者、常勤監査役としての実務経験から、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの専門的な知見に基づき、客観的な視点で、当社経営上有用な発言を行っております。 また「指名・報酬諮問委員会」委員として、経営幹部の選任や役員報酬制度に関する議論において幅広い視点から提言しております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額	6名	40百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに支払った報酬等

① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 50,800千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
50,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、前事業年度の監査実績と監査時間、監査計画の内容と報酬見積もりの算定根拠等について確認のうえ、検討を行った結果、全員一致で妥当と判断して同意しております。

次の当社子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っております。

子会社名	監査法人名
SUNCALL AMERICA INC.	Deloitte & Touche LLP
SUNCALL CO.,(H.K.)LTD.	惠信會計師事務所有限公司
SUNCALL HIGH PRECISION(THAILAND)LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.
SUNCALL TECHNOLOGY VIETNAM CO.,LTD.	Deloitte Vietnam Company Ltd.
SUNCALL(Guangzhou)CO.,LTD.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall Technologies(SZ)Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
Suncall(Guangzhou)Trading Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP
SUNCALL TECHNOLOGIES MEXICO,S.A. DE C.V.	Deloitte & Touche (Galaz, Yamazaki, Ruiz Urquiza, S.C.)
SUNCALL(Tianjin)Co.,Ltd.	Deloitte & Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

解任方針

監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告する。

また、監査等委員会は同条に該当する場合およびその他これに類する場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任議案の内容を決定する。

不再任方針

監査等委員会は会計監査人が以下に該当した場合、必要と認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の不再任議案の内容を決定する。

- ・ 監査の品質の管理体制、その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われる体制が整備されず、適正な監査を実施されなくなった場合等、監査の遂行が著しく困難と認める場合。（会計監査人が「業務停止」等の行政処分をうけ、監査業務が困難であると判断された場合を含む）

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,648	流動負債	24,584
現金及び預金	7,422	支払手形及び買掛金	6,866
受取手形	257	短期借入金	12,278
売掛金	11,463	1年内返済予定の長期借入金	358
商品及び製品	3,013	リース債務	129
仕掛品	4,158	未払金	3,058
原材料及び貯蔵品	3,644	未払法人税等	150
その他	1,689	賞与引当金	450
固定資産	28,798	その他の	1,294
有形固定資産	15,520	固定負債	6,510
建物及び構築物	5,752	長期借入金	1,851
機械装置及び運搬具	5,811	リース債務	171
土地	2,297	繰延税金負債	2,894
リース資産	408	退職給付に係る負債	1,178
建設仮勘定	542	株式給付引当金	129
その他	707	その他	284
無形固定資産	316	負債合計	31,095
投資その他の資産	12,962	(純資産の部)	
投資有価証券	8,998	株主資本	20,765
長期貸付金	124	資本金	4,808
繰延税金資産	20	資本剰余金	2,837
退職給付に係る資産	3,616	利益剰余金	14,775
その他	202	自己株式	△1,655
資産合計	60,447	その他の包括利益累計額	8,583
		その他有価証券評価差額金	4,181
		繰延ヘッジ損益	51
		為替換算調整勘定	2,532
		退職給付に係る調整累計額	1,817
		新株予約権	2
		純資産合計	29,351
		負債・純資産合計	60,447

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		51,496
売上原価		49,484
売上総利益		2,012
販売費及び一般管理費		5,554
営業損失		3,542
営業外収益		
受取利息	62	
受取配当金	154	
持分法による投資利益	207	
為替差益	422	
受取賃貸料	21	
その他	179	
営業外費用	79	1,126
支払利息	247	
その他	28	276
経常損失		2,692
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	330	
リース解約益	0	
受取保険金	123	
その他	0	460
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	69	
減損損失	7,605	
支払補償費	127	7,802
税金等調整前当期純損失		10,034
法人税、住民税及び事業税	494	
法人税等調整額	1,286	1,781
当期純損失		11,816
親会社株主に帰属する当期純損失		11,816

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 下井田 晶 代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 田 幸 平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンコール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,186	流動負債	19,373
現金及び預金	2,844	買掛金	5,865
受取手形	221	短期借入金	9,500
売掛金	9,412	1年内返済予定の 長期借入金	243
商品及び製品	1,550	リース債	32
仕掛品	3,083	未払金	2,743
原材料及び貯蔵品	1,426	未払費用	256
短期貸付金	468	前受収益	20
未収入金	2,420	預り金	278
その他の	758	賞与引当金	366
固定資産	25,795	その他の	65
有形固定資産	8,996	固定負債	4,526
建物	3,272	長期借入金	1,213
構築物	276	リース債	70
機械及び装置	2,644	繰延税金負債	2,093
車両及び運搬具	2	退職給付引当金	947
工具、器具及び備品	431	株式給付引当金	129
土地	1,987	その他の	70
リース資産	103	負債合計	23,900
建設仮勘定	277	(純資産の部)	
無形固定資産	295	株主資本	19,902
ソフトウェア	288	資本金	4,808
電話加入権	6	資本剰余金	2,837
投資その他の資産	16,504	資本準備金	2,721
投資有価証券	6,329	その他資本剰余金	115
関係会社株式	8,627	利益剰余金	13,912
従業員長期貸付金	1	利益準備金	581
関係会社長期貸付金	728	その他利益剰余金	13,331
長期前払費用	1	技術研究積立金	2,800
前払年金費用	892	設備改修積立金	2,450
その他の	84	別途積立金	10,120
貸倒引当金	△161	繰越利益剰余金	△2,038
資産合計	47,982	自己株式	△1,655
		評価・換算差額等	4,176
		その他有価証券評価差額金	4,176
		新株予約権	2
		純資産合計	24,082
		負債・純資産合計	47,982

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		33,106
売上原価		33,840
売上総損失		733
販売費及び一般管理費		3,601
営業損失		4,335
営業外収益		
受取利息	72	
受取配当金	2,547	
受取賃貸料	106	
為替差益	72	
その他	101	2,900
営業外費用		
支払利息	30	
賃貸費用	91	
貸倒引当金繰入	73	
その他	0	195
経常損失		1,631
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	330	
その他	0	331
特別損失		
固定資産廃棄損	68	
関係会社株式評価損	561	
減損	7,366	7,995
税引前当期純損失		9,296
法人税、住民税及び事業税	168	
法人税等調整額	1,286	1,455
当期純損失		10,751

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

サンコール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田	晶	代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	田	幸平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンコール株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

サンコール株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 若 林 正二郎 ㊟

監査等委員（常勤） 山 本 英 樹 ㊟

監査等委員 田 中 敦 ㊟

監査等委員 平 山 廣 美 ㊟

(注) 監査等委員山本英樹、田中敦及び平山廣美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。